

安全管理の基礎(2)

2007.8 レーバー・スタンダード研究所

2 労働安全衛生法の目的(第1条) = 3つの手段を講ずることによって目的を達成する

労働安全衛生法第1条は、労働安全衛生法の目的を規定した条項であり、全文132文字、行数にしてわずか4行ですが、同条は、法律(労働安全衛生法)の

(1) 目的とするところは何か

(2) その目的達成のために何をしようとしているのか

について、端的に表現した優れた構成になっています。

つぎに示したのは労働安全衛生法第1条の全文です。

「この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立(*1)、責任体制の明確化(*2)、自主的活動の促進(*3)の措置を講ずる等の総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。」(労働安全衛生法第1条)

お解りのとおり、この法律(労働安全衛生法)の目的は、「職場における労働者の安全と健康を確保する(とともに、快適な職場環境の形成を促進する)こと」にあります。

同条はまた、その目的達成のために3つの手段を講ずる旨、宣言しています。すなわち、「危害防止基準の確立(*1)、責任体制の明確化(*2)、自主的活動の促進(*3)」の3つを中心に総合的計画的な対策を推進すると言っているのです。資料3

第一の危害防止基準の確立については、法第4章(労働者の危険又は健康障害を防止するための措置)を中心とした安全基準、衛生(健康障害防止)基準の定めがこれに該当します。法令順守の徹底を通じて、法の目的を達成しようとするものです。

第二の責任体制の明確化については、法第3章(安全衛生管理体制)がこれに当たります。

以上の二つはそれとなく解るとしても、第三の自主的活動の促進については、若干、抽象的で、どのように労働者の安全と健康の確保に役立つのかわかりにくい点もありますが、実は、ここに重要な意味があります。

例えば、文字とおおり100%=パーフェクトに法令順守が徹底された職場を想定した場合でも、そのことが、将来にわたって災害ゼロを保障するものではありません。災害要因の背景にある作業者の不安全行動や先取り安全(ヒヤリハットの事例に基づく対策(ヤリリスクアセスメントを含む。))に係る諸対策の多くは、法令順守というより、(法規則に違反しているか否とにかかわらず)その措置が労働者の安全と健康を確保する上で必要であるから講ずるといった性質の対策です。

労働安全衛生法は、これら三つの手段等の総合的計画的な対策を推進することによって、所期の目的を達成して行きたいと宣言しているのです。

資料 3

三つの手段を講ずること
によって目的を達成する

